

一般事業主行動計画の公表について

一般財団法人静岡県生活科学検査センターは、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

一般財団法人静岡県生活科学検査センター行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和12年3月31日まで

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、全事業所において月2回（全体1回、各部署1回）のノー残業デーを設定し、継続的に実施する。

目標2：職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数を、年平均15日以上とする。

目標3：育児休業の取得率を女性100%、男性の取得率を50%以上にする。